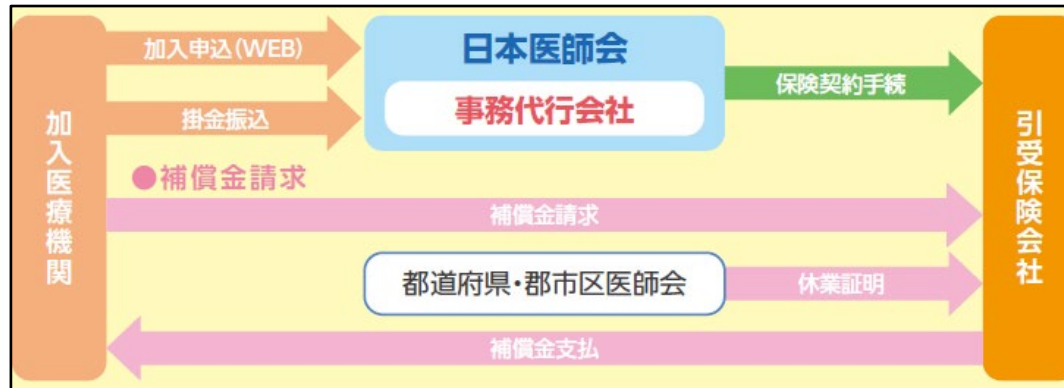


令和3年度 日本医師会休業補償制度について (新型コロナウイルス感染症対応)

令和3年11月17日

本制度は、日本医師会会員向けの補償制度であり、医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償します。

加入手続き・補償金請求の流れ



加入状況について

医療機関の加入施設数：11,870施設※9月30日現在

加入者からの要望（課題）について

- 休業期間中に電話診療や処方箋、外来透析など中断することが出来ない診療を行った場合も補償の対象にして欲しい。
- 濃厚接触の場合、ケースによっては保健所から7日以上 of 休業を要請されることはないため、保険金を請求できる休業日数を短縮できないか。
- 補償額が100万円では足りない。補償額を増額できないか。
- 保険金を請求する際の必須要件になっている外部消毒業者による消毒作業は必要ないのではないか。
- 医療機関のみならず、介護サービス事業所についても同様の補償制度を創設して欲しい。

【新型コロナウイルス感染症対応】日本医師会休業補償制度継続契約に伴う変更点

1. 「休業」の定義の見直し

※休業とは、一時的に閉院（もしくは外来閉鎖）することであり、その期間中に診療報酬等の収益を得る行為は休業と見做されず、補償の対象外でした。

休業中、患者の生命を守るために中断することが出来ない診療行為※に限り、休業扱いと見做して保険金を受取ることが出来ます。
※「中断することが出来ない診療行為」とは、透析外来、往診、電話診療（オンライン診療を含む）、訪問診療（訪問看護を含む）、処方箋の発行などをいいます。

2. 休業日数・補償額の見直し

※保険金を請求できる休業日数は、休診日や土日・祝日を含む連続7日以上であり、補償額は、休業一時金として1施設あたり100万円（上限）でした。

濃厚接触の場合、ケースによっては7日以上は休業をすることは無いため、休業日数を連続3日以上に見直します。また、補償額については、1施設100万円から200万円を上限に増額します。なお、1施設あたりの掛金（48,000円）に変更はありません。

3. 受取保険金の計算方法の見直し

※年間売上高が4,000万円以上であれば、一律に補償額100万円を受取ることができ、4,000万円を下回る場合は、補償額100万円以下（実費）になることがありました。

補償額の見直しに伴い、受取保険金の計算方法（年間売上高4,000万円の考え方）を見直します。これからは、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める利益率等乗じて損害額を算出し、200万円を上限に補償します。なお、外部消毒業者を入れたことにより係る作業費用についても補償の対象として、損害額に加算して計算します。

4. 外部消毒要件（必須）の緩和

※保険金請求時の取付書類に、「外部消毒業者の領収証の写し」が必須となっており、その取付けに時間を要していました。

継続契約より、保険金請求時の取付書類から、外部消毒会社の領収証の写しを不要とし、内部消毒作業でも「可」とします。なお、今までどおり外部消毒業者を入れた際は、その作業に係る費用を損害額として計上して、受取保険金を算出します。

5. 介護サービス事業所の補償新設

※昨年は制度創設初年度のため、リスク実態が不明瞭であることから、医療機関のみを対象とした補償制度でした（介護に関する補償は対象外）。

継続契約より、日医会員が開設または管理する医療機関（病院・診療所）に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所等を対象とする補償制度を新たに創設いたします。詳細については、4ページを参照ください。

※なお、年間掛金（1施設あたり48,000円）や加入できる医療機関（日医会員が開設または管理する診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所）に変更ありません。また、昨年同様、中途加入の受付を行う予定です。

現在の補償内容と継続契約の補償内容との比較について

主な変更項目	現在の補償内容	継続契約の補償内容
補償内容 (すべての要件を満たすこと)	①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること	①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ②不要 ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続<u>3日（3営業日ではない）</u>以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること
休業の定義	一時的に閉院（もしくは外来閉鎖）することであり、その期間中に診療報酬等の収益を得る行為は一切行わない。	原則、一時的に閉院（もしくは外来閉鎖）することには変わりはないが、 <u>休業中、患者の生命を守るために中断することが出来ない診療行為※1に限り、休業扱いと見做す。</u>
休業日数	休診日や土日・祝日を含む連続7日以上	休診日や土日・祝日を含む連続 <u>3日以上</u>
補償額	100万円（上限）	<u>200万円（上限）</u>
受取保険金 計算方法	直近の年間売上高が4,000万円以上であれば、一律に補償額100万円を受取ることができ、4,000万円を下回る場合には、補償額が100万円以下（実費）になることがある。	<u>直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める利益率等を乗じて損害額を算出し、200万円を上限に補償。なお、外部消毒会社を入れたことにより係る作業費用についても補償の対象として、損害額に加算して計算する。</u>
外部消毒要件	必須	<u>外部消毒業者を入れなくても構わない</u>

※1：「中断することが出来ない診療行為」とは、透析外来、往診、電話診療（オンライン診療を含む）、訪問診療（訪問看護を含む）、処方箋の発行などをいいます。

※2：年間掛金（1施設あたり48,000円）や加入できる医療機関（日医会員が開設または管理する診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所）に変更ありません。また、昨年同様、中途加入の受付を行う予定です。

【新設】医療機関に併設された介護事業所等を対象とした補償内容について

1. 対象事業所：

日本医師会会員が開設または管理する医療機関（病院・診療所）に**併設**※1された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所（予防を含む）※2を対象とします。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所（居）サービスのみを提供する事業所※3については、本制度の対象外となります。

対象事業所とは、医療機関に併設された通所介護や通所リハビリテーション、訪問介護や訪問リハビリテーション等を行う事業所をいいます。また、対象事業所内で通所介護サービス等の他、短期入所サービス等も行う場合についても、本制度の対象とします。なお、医療機関と併設している入所（居）サービス等を提供している事業所で、通所介護等も併せて提供している事業所あれば、本制度の対象とします。

※1 平成30年3月27日付、厚生労働省医政局長発出の「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」の内容に準拠しています。

※2 医療法人等と別法人格の介護事業者も対象となります。

※3 入所（居）サービスのみを提供する事業所とは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院等の長期の入所（居）サービス提供事業者をいいます。

2. 補償額 / 掛金：

補償額：**50万円（上限）** / 掛金（年間）：**18,000円（1施設あたり）**

3. 補償内容：（すべての要件を満たすこと）※外部消毒業者の要件はありません。

- ①日本医師会会員が開設または管理する上記対象事業所に勤務する介護従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること（医療機関との兼任者も含む）
- ②介護従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休館日を含む連続3日（3営業日ではない）以上の介護サービス提供を停止すること

4. 受取保険金計算方法：

直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める利益率等を乗じて損害額を算出し、**50万円上限**に補償します。

新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度

医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益、家賃などの継続費用を補償する制度です。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度のポイント

- 1 休診日を含む連続3日以上**の閉院を確認された時点で、**補償金を請求できます!**
※休業中、患者の生命を守るために中断することができない診療行為(透析外来、往診、電話診療・オンライン診療、訪問診療(訪問看護を含む)、処方箋の発行など)は、休業とみなして補償の対象とします。
- 対象施設は、**日本医師会会員が開設または管理する医療機関**(病院・診療所等)の他、**新たに医療機関に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所**を対象とします
- 1施設あたりの補償額は、医療機関(病院・診療所等)が最大200万円、介護サービス事業所が最大50万円**を上限に補償します。

本制度は、3日以上の閉院で**医療機関は最大200万円、介護サービス事業所は最大50万円**を上限に補償金を受け取ることができる制度です。

皆さまの医療・介護サービス事業所経営の一部補填金としてご活用ください。

※税務処理上、掛金は全額損金(個人の場合は必要経費)・補償金は益金計上となります。

補償対象

医療機関	日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所(医師会健診・検査センター含む)
介護サービス事業所	日本医師会会員が開設または管理する医療機関(病院・診療所)に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所を対象とします。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所(居)サービスのみの提供事業所については、本制度の対象外となります。また、医療法人等と別法人格の介護サービス事業所も対象となります。
主な介護サービス事業所とは	医療機関に併設された通所介護や通所リハビリテーション、訪問介護や訪問リハビリテーション等を行う事業所になります。また、対象事業所内で通所介護サービス等の他、短期入所サービス等も行う場合についても、本制度の対象とします。なお、医療機関と併設している入所(居)サービス等を提供している事業所で、通所介護等も併せて提供している事業所であれば、本制度の対象とします。詳細については、日本医師会ホームページをご覧ください。

*1「併設」とは、平成30年3月27日付、厚生労働省医政局長発出の「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」の内容に準拠しています。
*2 入所(居)サービスのみの提供事業所とは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院等の長期の入所(居)サービス提供のみを行う事業所をいいます。
※個人・法人ともに補償の対象です。また、医療機関で複数施設がある場合は、施設ごとに任意加入が可能です。なお、介護サービス事業所で、1つの建物内に複数の事業所登録をしている場合は、建物単位で1契約加入することで、万一、そのいずれかの介護サービス提供が停止した際に、補償金を受取ることができます(事業所登録単位で加入するものではありません)。

補償内容と補償金額(掛金)

補償内容	以下の2つをすべて満たした場合に、補償金を受け取ることができます。 ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関または介護サービス事業所に勤務する医療・介護従事者(医療機関との兼任者を含む)が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること ②医療・介護従事者の新型コロナウイルスの感染(濃厚接触)および消毒の実施に伴い、休診・休館日を含む連続3日(3営業日ではない)以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖、介護サービス提供を停止すること
------	---

※医療機関については、休業中、患者の生命を守るために中断することができない診療行為(透析外来、往診、電話診療・オンライン診療、訪問診療(訪問看護を含む)、処方箋の発行など)は、休業とみなして補償の対象とします。また、介護サービス事業所についても、通所介護は休館し、中断することができない訪問介護や入所(居)サービス等を行った場合でも、休業とみなして補償の対象とします(建物内のいずれかの介護サービス提供を停止することになれば、補償の対象とします)。

補償金額(掛金)	1施設あたりの年間総支払限度額と掛金 ①医療機関: 最大 200万円 (年間掛金: 48,000円) ②介護サービス事業所: 最大 50万円 (年間掛金: 18,000円)
----------	--

※補償金は、直近の年間売上高(対象施設の売上高)から1日あたりの売上高を算出し、休業日数(最長30日までの休業を補償)と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受取ることができます。なお、外部消毒業者を入れたことにより係る作業費用については補償の対象として、損害額に加算して計算します。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度加入申込みスケジュール

補償期間別掛金表				
補償期間	掛金(1施設あたり)		WEB申込締切	掛金入金締切(*)
	医療機関	介護サービス事業所		
1年間	48,000円	18,000円	2021/12/27 16時	2021/12/30
11ヶ月間	44,000円	16,500円	2022/ 1/27 16時	2022/ 1/31
10ヶ月間	40,000円	15,000円	2022/ 2/24 16時	2022/ 2/28
9ヶ月間	36,000円	13,500円	2022/ 3/29 16時	2022/ 3/31

*掛金のご入金が確認できた時点でお申込み手続きが完了となります。
余裕をもってお申込み手続きをよろしくお願いいたします。

【補償期間と申込締切スケジュール】

補償期間: 2022.1.1 ~ 2023.1.1

補償期間: 2022.2.1~2023.1.1

補償期間: 2022.3.1~2023.1.1

補償期間: 2022.4.1~2023.1.1

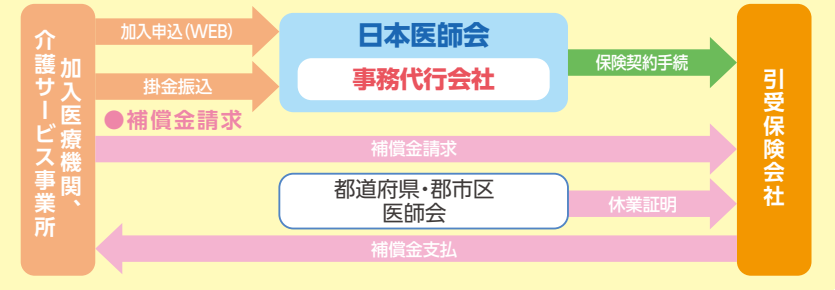
保険加入手続き・補償金請求の流れ

加入ご希望の際は、日本医師会の指定する申込専用WEBページで加入申込を行い、期日までに日本医師会が指定する口座に掛金を振り込んでいただくことで保険に加入できます。

申込専用WEBページ

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ohta-lhoira-07121c33d8a768ad41d42a9bc2e6e7ef>

●加入手続き



●保険加入手続きの流れ

保険加入手続きは、日本医師会ホームページ内の申込専用WEBサイトから行います。
下記加入申し込みスケジュールを参考に手続きをよろしくお願いいたします。

STEP 1

申込専用WEBサイトに必要項目を入力

※入力完了後、登録したメールアドレスに申込受付完了メールが自動送信されます。

STEP 2

請求書案内メールが届き次第、掛金を振込

※申込手続き後、翌営業日を目安に請求書案内メールが届きます。
届き次第、請求書をダウンロードし、指定の銀行へ振込手続きをお願いします。

STEP 3

手続き完了メールが届き、加入手続き完了

※掛金の入金を確認でき次第、手続き完了メールが届きます。
加入証明書をダウンロードし、大切に保管願います。

日本医師会
ホームページ



補償金請求時の書類等

・以下の3種類の書類をご提出いただけます。

①保険金請求書(保険会社所定フォーム)*1

②直近の決算書類の写し(法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し)

③休業証明書*2

*1 保険金請求書は、引受保険会社へ事故報告の連絡を入れた際に保険会社よりメールにてご案内します。

*2 休業証明書は、日本医師会内ホームページに掲載しております。必要項目を記入の上、ご所属の都道府県医師会または郡市区医師会にて署名・捺印を取付け、保険会社へ提出します。

※補償金は、直近の年間売上高(対象施設の売上高)から1日あたりの売上高を算出し、休業日数(最長30日までの休業を補償)と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受取ることができます。

※その他に負担した費用(消毒に要した費用、検査受診のために支出した交通費や隔離期間中の宿泊費用等)についても補償金請求の対象となるため、追加資料の提出が必要な場合もあります。

・受け取る補償金の概算見込みについては、日本医師会ホームページに掲載のシミュレーションシートより算出できますのでご参照ください。

シミュレーションシート(病院・診療所) <https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ohta-lhoirb-8e57ca340644254ce3ac9969bebefd37>

シミュレーションシート(介護サービス事業所) <https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ohta-lhoirc-989beca601d0386a0cc6fce081d0ecef>

このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度の概要についてご紹介したものです。詳細につきましては、日本医師会ホームページをご覧ください。

ご不明の点がございましたら、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

お問い
合わせ先

日本医師会休業補償制度
事務局

本制度全般に関する
お問い合わせ先

Tel:03-3243-8982
mail: jmabi2020@web-tac.co.jp

保険料振込み全般に関する
お問い合わせ先

Tel:03-6704-4016
mail: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp